平成２９年（フ）第５９号
群馬県桐生市広沢町５丁目1143番地の７、旧住所群馬県みどり市大間々町大間々389番地21
債務者　山本　要聖
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第４３号
福井県小浜市生守第４号６番地の７
債務者　新谷秋子こと　傳　　素梅
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１５２号
三重県亀山市和賀町3950番地３
債務者　伊澤　稔美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１７号
徳島県徳島市国府町府中84番地の１　ユウコウビル305
債務者　吉岡妃登美
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３８号
徳島県小松島市松島町４番24号　宮城ビル401号室
債務者　結城　洋輝
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５号
徳島県阿南市長生町大原楠ノ前13番地10
債務者　奥山　満子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第８４号
愛媛県新居浜市八幡３丁目10番36号
債務者　岡　　啓雄
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１８２号
大分市顕徳町１丁目14番10―601号（第２駅南住宅ふれあいのもり）、申立時の住所大分市金池町４丁目９番21号（カルフール金池801）
債務者　宮本　　務
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２５号
大分市花津留１丁目７番16号（Ｃｏｍｆｏｒｔ花津留Ａ201）
債務者　足立和津雄
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１６号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目14番20号　リキパレス502号
債務者　中村　拓美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３３号
鹿児島県枕崎市火之神町273番地市営火之神団地201号
債務者　中村　香菜（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第２９号
高知県土佐清水市浦尻９番104号
債務者　山下　広宣
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第４３７号
神奈川県平塚市四之宮６丁目15番１号　平塚ふじみ園、前住所神奈川県相模原市南区南台５丁目17番３号　サンコーポ301号室
債務者　土屋　克彦
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８４号
青森県弘前市大字富士見町17番地16　サンハイツ富士見Ｄ―102号
債務者　若松泰喜子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第８７号
青森県弘前市大字松原東１丁目６番地24　横山住宅、旧住所青森県弘前市大字門外４丁目11番地42
債務者　成田　久子
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第５１号
山口県防府市大字富海2114番地、住民票上の住所山口県防府市大字牟礼1010番地　市住22棟5534号
債務者　西村　圭太
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係